

第13条 職員の服務等に関する条例（平成7年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書、第2項ただし書及び第3項ただし書、第4条第2項並びに第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第14条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。）」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5）職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第11条第1号中「（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。）」を削り、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5）職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（金沢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第15条 金沢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（職員の再任用に関する条例の廃止）

第16条 職員の再任用に関する条例（平成13年条例第1号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

（職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。）について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例

(以下「新定年条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年(新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新定年条例定年が新定年条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年地方公務員法改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年(旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年地方公務員法改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年地方公務員法改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第

- 2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがある者
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年地方公務員法改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 施行日以後に新定年条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員(第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合(本市が加入する地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項の一部事務組合又は広域連合をいう。以下同じ。)における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当

該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（新定年条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。



3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第7条 令和3年地方公務員法改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年地方公務員法改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

第8条 令和3年地方公務員法改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年地方公務員法改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年地方公務員法改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年地方公務員法改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職を同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

第9条 令和3年地方公務員法改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年地方公務員法改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

3 令和3年地方公務員法改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準

日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者)を、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

第11条 令和3年地方公務員法改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)附則第10項から第17項までの規定は、令和3年地方公務員法改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第13条 暫定再任用職員(令和3年地方公務員法改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)(短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)を除く。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の服務等に関する条例(平成7年条例第4号)第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の服務等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例

第13条第2項及び第16条第3項の規定を適用する。

- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第21条第3項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第22条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 7 職員の給与に関する条例5条第3項、第6項及び第8項から第10項まで、第10条の3から第12条まで、第12条の3から第12条の5まで及び第23条並びに新給与条例第5条第4項、第5項及び第7項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 8 前条及び前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員の給与に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

第14条 企業職員のうち、暫定再任用短時間勤務職員は、第4条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（以下「新企業職員給与条例」という。）第19条第1項に規定する職員とみなして、新企業職員給与条例の規定を適用する。

- 2 新企業職員給与条例第5条、第5条の2、第5条の4、第12条及び第15条の規定は、暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）には適用しない。

（金沢市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

第15条 暫定再任用職員に対する第5条の規定による改正後の金沢市職員退職手当支給条例第1条第1項の規定の適用については、同項中「を除く」とあるのは、「並びに地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く」とする。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第16条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第10条の規定による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例第31条及び第32条第3項の規定を適用する。

（職員の服務等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第17条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第13条の規定による改正後の職員の服務等に関する条例の規定を適用する。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第18条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する第14条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号及び第11条第1号の規定の適用については、令和14年3月31日までの間、これらの規定中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法

の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものを除く。）を除く。）とする。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月20日

金沢市長 村 山 卓

### ◎金沢市条例第33号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第2条の4の規定に該当する場合にあつては、」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあつては当該子が」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下この(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の3第3号を次のように改める。

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そ

のいずれかの日) ) の翌日 (当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日) を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日 (当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日) において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日 (当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日) において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日 (当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日) 後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合 (当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合) とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日 (当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日) を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続きいて特定職に」に、「任期の末日の」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)



第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

金沢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月20日

金沢市長 村 山 卓

### ◎金沢市条例第34号

金沢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

金沢市職員退職手当支給条例（昭和28年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「含む」の次に「。第9条第2項において「勤務日数」という」を、「18日」の次に「（1月間の日数（金沢市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第9条第2項において「職員みなし日数」という。）」を加える。

第9条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）」を「勤務日数」に、「18日」を「職員みなし日数」に改め、同条第4項中「、当該退職後」を「当該退職後」に、「支給期間」とする」を「支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

附則第28項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第9条第4項及び附則第28項の改正規定並びに次条第2項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の第1条第2項及び第9条第2項の規定は、令和4年10月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

- 2 改正後の第9条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員

その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

(金沢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 金沢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和37年条例第54号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「新条例第1条第2項」を「金沢市職員退職手当支給条例第1条第2項」に、「、新条例」を「、同条例」に、「新条例第2条」を「同条例第2条」に改める。

附則第7項中「新条例」を「金沢市職員退職手当支給条例」に改める。

金沢市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月20日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第35号

金沢市手数料条例の一部を改正する条例

金沢市手数料条例(平成12年条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表第105号の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表第105号の2の項中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表第110号の3の2の項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表第110号の3の3の項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改め、同表第116号の3の2の項中「第5項まで」を「第7項まで」に改め、「認定に限る。）」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画の認定」を加え、同表第116号の5の2の項中「認定に限る。）」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第116号の3の2の項及び第116号の5の2の項の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。

金沢市学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月20日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第36号

金沢市学校設置条例の一部を改正する条例

金沢市学校設置条例(昭和40年条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表中 「(仮称)金沢市立田上校下新小学校」を「金沢市立朝霧台小学校」に、

金沢市立小将町中学校	金沢市小将町1番15号		を
金沢市立小将町中学校特学分校	金沢市小将町1番15号		

金沢市立長町中学校	金沢市長町1丁目10番35号	
金沢市立長町中学校芳齋分校	金沢市芳齋2丁目3番8号	

改める。

#### 附 則

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- この条例の施行の日から教育委員会規則で定める日までの間は、改正後の別表金沢市立長町中学校芳齋分校の項中「金沢市芳齋2丁目3番8号」とあるのは、「金沢市小将町1番15号」とする。

金沢市文化財保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月20日

金沢市長 村 山 卓

### ◎金沢市条例第37号

金沢市文化財保護条例の一部を改正する条例

金沢市文化財保護条例（昭和48年条例第8号）の一部を次のように改正する。

「第2章 指定文化財（第5条—第19条）」を 第3章 登録文化財（第20条—第4章 認定歴史文化遺産（第19条）第27条）に、「第3章」を「第5章」に、「第20条—第23条」を「第30条—第33条」に、「第4章」を「第6章」に、「第24条—第27条」を「第34条—第37条」に、「第5章」を「第7章」に、「第28条」を「第38条」に、「第6章」を「第8章」に、「第29条—第31条」を「第39条—第41条」に改める。

第2条第3号中「風俗習慣」を「風俗慣習」に改める。

第6条第4項中「昭和32年石川県条例第41号」の次に「。以下「県条例」という。」を加える。

第6章中第31条を第41条とし、第30条を第40条とし、第29条を第39条とし、同章を第8章とし、第5章中第28条を第38条とし、同章を第7章とし、第4章中第27条を第37条とし、第24条から第26条までを10条ずつ繰り下げ、同章を第6章とし、第3章中第23条を第33条とし、第20条から第22条までを10条ずつ繰り下げ、同章を第5章とし、第2章の次に次の2章を加える。

#### 第3章 登録文化財

（登録）

第20条 市長は、文化財（法又は県条例により指定され、又は登録されている文化財及び指定文化財を除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを金沢市登録文化財（以下「登録文化財」という。）として登録簿に登録することができる。

- 市長は、無形文化財又は無形民俗文化財について前項の規定による登録をしようとする

るときは、その保持者又は保持団体を認定しなければならない。

3 第1項の規定による登録をしようとするときは、あらかじめ登録しようとする文化財の所有者等の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しないときは、この限りでない。

4 第1項の規定による登録又は第2項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ金沢市文化財保護審議会の意見を聴くものとする。

(登録の抹消及び認定の解除)

第21条 市長は、登録文化財が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その登録を抹消することができる。

(1) 市の区域内に存在しなくなったとき。

(2) その他特別の理由があるとき。

2 前条第2項の規定により認定された保持者が心身の故障により保持者として適当でなくなったと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊な事由があるときは、市長は、その認定を解除することができる。

3 前条第4項の規定は、第1項の規定による登録の抹消及び前項の規定による認定の解除について準用する。

4 登録文化財について、法若しくは県条例により指定され、若しくは登録されたとき又はこの条例により指定されたときは、登録文化財の登録は、抹消されたものとする。

5 前条第1項の規定による登録をする無形文化財又は無形民俗文化財について、保持者が死亡したとき又は保持団体が解散したとき(消滅したときを含む。以下この項において同じ。)は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者の全てが死亡したとき又は保持団体の全てが解散したときは、登録文化財の登録は抹消されたものとする。

(告示、通知及び登録証の交付及び返還)

第22条 市長は、第20条第1項の規定による登録若しくは同条第2項の規定による認定又は前条第1項、第4項若しくは第5項の規定による登録の抹消若しくは同条第2項若しくは第5項の規定による認定の解除があったときは、その旨を告示するとともに、所有者等に通知しなければならない。

2 第20条第1項の規定による登録、同条第2項の規定による認定、前条第1項の規定による登録の抹消及び同条第2項の規定による認定の解除は、前項の告示があった日からその効力を生ずる。

3 市長は、第20条第1項の規定による登録があった場合は、当該登録文化財の所有者等に登録証を交付しなければならない。

4 所有者等は、前条第1項の規定による登録の抹消について、第1項の規定による通知を受けたときは、速やかに前項の登録証を市長に返還しなければならない。

(管理義務及び管理責任者)

第23条 登録文化財の所有者等は、この条例及びこの条例に基づく規則等の規定に従い、登録文化財を管理しなければならない。

2 登録文化財の所有者等は、特別の事情があるときは、当該登録文化財の管理責任者を

選任することができる。

(指定文化財の規定の準用)

第24条 第10条及び第11条の規定は、登録文化財について準用する。この場合において、同条第2項中「指定書」とあるのは、「登録証」と読み替えるものとする。

(現状変更等の届出等)

第25条 登録文化財(無形文化財及び無形民俗文化財を除く。次項において同じ。)に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

2 登録文化財の保護上必要があると認めるときは、市長は、前項の規定による届出に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(財政上の支援)

第26条 登録文化財の管理等につき多額の経費を要し、所有者等又は管理責任者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、市長は、その経費の一部に充てさせるため、登録文化財の所有者等又は管理責任者に対し、予算の範囲内において、財政上の支援をすることができる。

(公開)

第27条 市長は、登録文化財の所有者等(管理責任者がある場合は、その者)に対し、当該登録文化財の公開について指導又は助言をすることができる。

#### 第4章 認定歴史文化遺産

(認定等)

第28条 市長は、文化財及び文化財に準ずるもののうち、地域に伝え残され、及び親しまれているものであって歴史上、芸術上、学術上若しくは観賞上価値のあるもの又は住民の生活の推移の理解に有用なもので保存及び活用の必要があると認めるものを金沢市認定歴史文化遺産(以下「認定歴史文化遺産」という。)に認定することができる。

2 市長は、認定歴史文化遺産の保存及び活用のために必要な施策を実施するものとする。

3 認定歴史文化遺産に係る認定の要件及び手続その他必要な事項は、市長が別に定める。

(認定の解除)

第29条 市長は、認定歴史文化遺産が認定の要件を欠くこととなった場合又は公益上の理由その他特別の事由があると認める場合は、当該認定を解除することができる。

#### 附 則

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

2 金沢市こまちなみ保存条例(平成6年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第19条中「(昭和48年条例第8号)」の次に「第5条第1項の規定により金沢市指定文化財として指定されたもの」を加える。

3 金沢の歴史的文化資産である寺社等の風景の保全に関する条例(平成14年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第14条中「(昭和48年条例第8号)」の次に「第5条第1項の規定により金沢市指定文化財として指定されたもの」を加える。



令和4年(2022年)9月20日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄